



役員一覧 (2025年6月27日)

SV = Solutions Vehicle SU = Strategic Unit

代表取締役会長



菅原 公一

代表取締役社長



藤井 一彦
Business 全般担当

取締役副社長



亀高 真一郎
人事担当・Task Force「Sustainability(SX)本部」本部長・Vinyls and Chlor-Alkali SV・Foam & Residential Techs SV・セメダイン・原料・OLED事業開発プロジェクト・Global Open Innovation企画担当



角倉 護
Green Planet推進部長・Performance Polymers (MOD) SV・Performance Polymers (MS) SV・研究・保安担当

取締役常務執行役員



泥 克信
Corporate Global Center・E & I Technology SV・Performance Fibers SV担当



榎 潤
Foods & Agris SV・Supplement・Healthy Foods SU・内部統制・グループ会社支援担当



小森 敏生
経営企画・経理・財務・Digital Solutions Center・物流SU・IR・広報担当



木村 雅昭
Medical SV・Pharma担当・Medical SV President・Kaneka US Innovation Center代表

社外取締役



毛利 衛



横田 淳



笹川 祐子



三宅 宏実

監査役

岸根 正実(常勤)
石原 忍(常勤)
藤原 浩
魚住 泰宏

上級執行役員

岩澤 哲
塗 靖明

常務執行役員

川勝 厚志
武岡 慶樹
落合 計夫
水澤 伸治
岡部 貴
石田 修
石橋 拓朗
鈴木 聡

執行役員

西川 昌志
片山 悟
上田 正博
吉池 悦雄
西村 理一
古川 直樹
七條 勝利

上田 恭義
出口 博之
大津 功
山田 正信
丸山 竜一
石坂 昌三
渡邊 武雄
安藤 寛

清水 良
菅原 昌信
古長 玄一郎
鈴木 啓司
小澤 伸二
植田 貴志
新開 瑞穂

コーポレート・ガバナンス

基本的な考え方

当社は、『人と、技術の創造的融合により未来を切り拓く価値を共創し、地球環境とゆたかな暮らしに貢献します。』という企業理念のもと、当社が持続的に成長し、当社の中長期的な企業価値を向上させ、株主および投資家のみなさま、お客様、地域社会、取引先、社員などのすべてのステークホルダーと信頼でつながる関係を築きます。企業としての社会的責任を果たすため、最良のコーポレート・ガバナンスを実現します。

当社は、当社の多角的かつグローバルな事業展開と、それを支える研究開発・生産・営業における最適な経営資源配分を持続させるために、コーポレート・ガバナンス機能を働かせることが非常に重要であると考え、それが当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に不可欠と考えて

います。その観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させるためにコーポレート・ガバナンスを充実させます。その取り組みの中で以下の基本的事項はとりわけ重要であると考えています。

- 株主の権利の尊重と平等性の確保
- 株主以外のステークホルダーとの協働による価値創造プロセス
- 会社情報の適時・適切な開示による透明性の確保
- 独立社外役員の独立性・知見を活かした取締役会の監督機能と戦略的提言機能の強化
- 経営理念、経営方針の全ステークホルダーへの適切な伝達と理解促進
- 経営方針への理解に基づく株主との建設的な対話

ガバナンス強化の取り組み

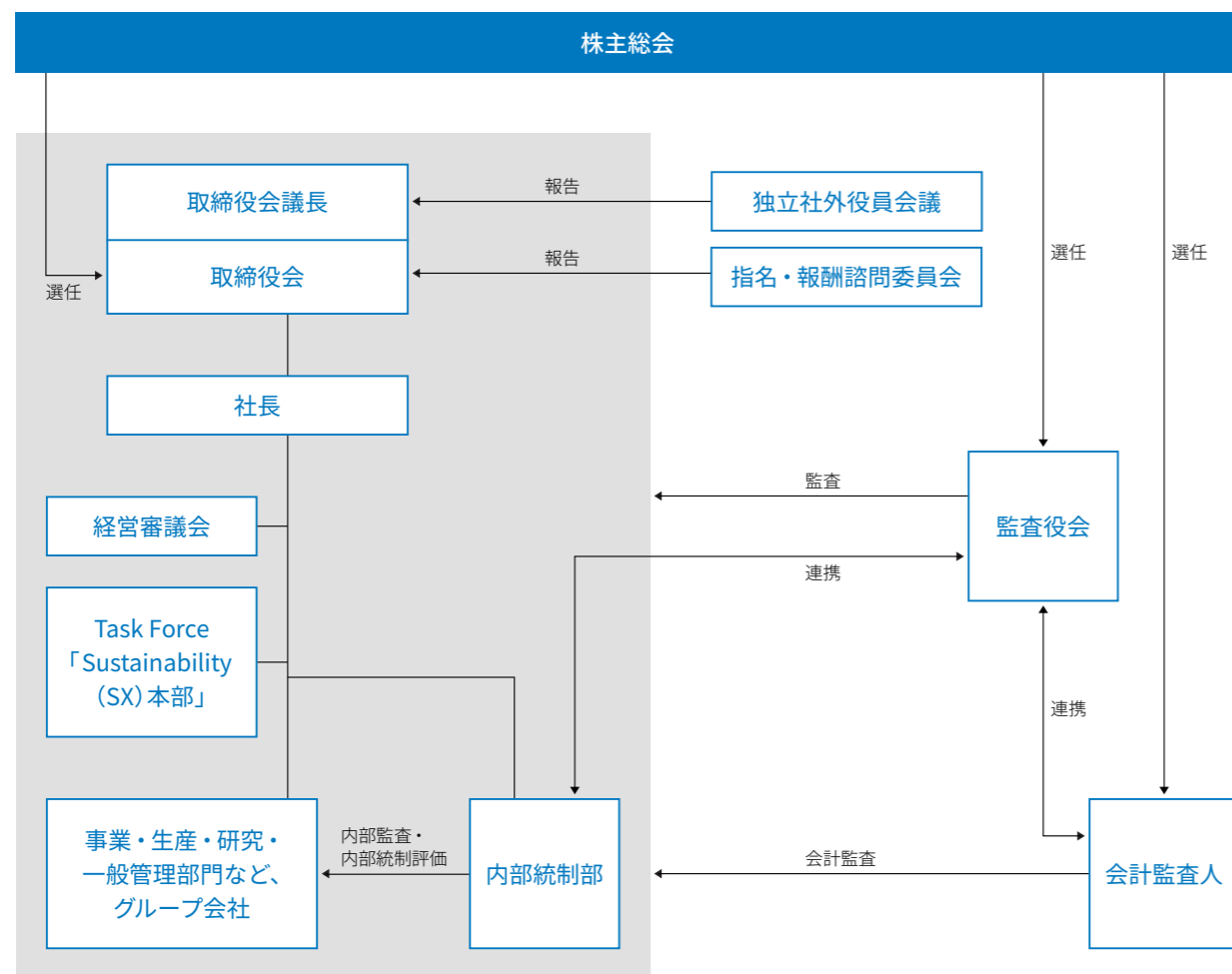
	2006年～	2011年～	2021年～
企業理念	2009年「KANEKA UNITED宣言」の制定 2018年「ESG憲章」の制定		
経営と執行の分離	2006年 執行役員制度の導入 2006年 取締役の員数変更(21名→13名)		
社外取締役	2011年 社外取締役の選任(1名) 2015年 社外取締役の増員(1名→2名) 2020年 社外取締役の増員(2名→4名)		2022年 女性取締役の選任(1名) 2023年 女性取締役の増員(1名→2名)
各種委員会	2015年 指名・報酬諮問委員会の設置 2015年 独立社外役員会議の設置		2021年 指名・報酬諮問委員会において、独立社外取締役を過半数とする
内部統制	2006年「内部統制システムの基本方針」の制定		
コーポレートガバナンス	2015年「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の制定		
独立性基準	2013年「社外役員の独立性に関する基準」の制定		
実効性評価	2016年 取締役会の実効性評価を開始		

コーポレート・ガバナンス



コーポレート・ガバナンス体制

コーポレート・ガバナンスの体制図



機関設計

当社は、原則として独立社外取締役4名と独立社外監査役2名を設置し、取締役会による業務執行の監督かつ監査役会による監査が十分に機能していることから、会社法上の機関設計として監査役会設置会社を選択しています。

主な項目	
機関設計	監査役会設置会社
取締役の任期	1年
執行役員制度の採用	有
社長の意思決定を補佐する機関	経営審議会
取締役会の任意諮問機関	指名・報酬諮問委員会
その他の重要な機関	独立社外役員会議

取締役・取締役会

取締役会は、当社が持続的に成長し、中長期的な企業価値の向上を実現するために、効率的かつ実効的なコーポレート・ガバナンスを実現します。取締役会は、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、経営陣の指名、評価およびその報酬の決定、当社が直面する重大なリスクの評価および対応策の策定、ならびに当社の重要な業務執行について、当社のために最善の意思決定を行います。当社グループの経営に関わる重要事項に関しては、社長他によって構成される経営審議会の審議を経て取締役会において執行を決議しています。取締役会の員数は、

監査役・監査役会

監査役および監査役会は、取締役の職務の執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立します。監査役会は、独立社外監査役2名を含む4名で構成されていて、会計監査人および内部統制部と相互

指名・報酬諮問委員会／独立社外役員会議

当社は、指名・報酬諮問委員会、独立社外役員会議を設置しています。指名・報酬諮問委員会は、取締役の報酬、取締役および監査役候補者の指名に関して議論し、取締役会に報告しています。また独立社外役員会議は、取締役会の実効性に関して

業務執行

当社は、執行役員制度を採用し、取締役の監督機能と業務執行機能をハーモナイズさせ、意思決定の迅速化と役割の明確化を行っています。取締役会は、カナカグループ全体の重要な経営戦略の決定と業務執行の監督を担い、執行役員は担当分野における業務執行を担っています。毎月執行役員会を開催し、経営方針や課題を共有し、執行のス

13名を上限とし、原則としてそのうち4名は取締役会の監督機能を強化するために独立社外取締役を選任しています。取締役の任期は、経営責任の明確化を図るために1年としています。2024年度の実績は、14回開催（取締役および監査役の出席率100%）され、取締役会規則に基づき、中期経営計画と年度予算、資金政策、重要人事、四半期・年度末決算および事業戦略投資について審議を行い、決議しました。また、各事業部門における中期経営計画の進捗と課題のモニタリング等について、報告を受け、議論しました。

に連携して監査を遂行しています。監査役は、定期的に代表取締役と意見交換する場を持つとともに、取締役会をはじめ、執行としての重要事項の決定を行う経営審議会や部門長会などの重要会議に出席し、適宜業務執行状況の監視を行っています。

議論し、その結果を取締役会議長に報告しています。なお、指名・報酬諮問委員会につきましては、より中立性を高めるために、独立社外取締役を過半数としています。

ピードアップと経営目標の実現を図ります。日常の業務執行については、取締役会が選任した執行役員をはじめとする部門長に広い権限を与え、毎月部門長会を開催し、各部門長から取締役・監査役に対し職務の執行状況を直接報告しています。また、各部門の業務運営については、内部統制部が内部統制評価および内部監査を行っています。

コーポレート・ガバナンス

取締役の選任などに関する考え方

当社は、取締役の選任に関しては、人格、見識、能力および経験とともに高い倫理観を有していることを条件として、代表取締役と独立社外取締役から構成されている指名・報酬諮問委員会の議論を踏まえて、取締役会において決定しています。

当社は、多様な事業をグローバルに展開しています。取締役会がこれらの企業活動についての確かつ迅速な意思決定と監督を行うために、多様な知見、経験、専門性などのバックグラウンドの異なる

取締役を選任することを重視しています。具体的には、ビジネス、グローバル、テクノロジー、ダイバーシティ、コーポレート&ガバナンスに関する知識・経験・専門性などを期待しています。また取締役会全体として知識・経験・専門性などのバランスが取れ、かつ適正な人数から構成されていると考えています。

取締役選任にあたり、性別、年齢および国籍による制限はありません。

取締役のスキルマトリックス

氏名	当社における地位	2024年度 取締役会 出席率	知識・経験・専門性				
			ビジネス	グローバル	テクノロジー	ダイバー シティ	コーポレート &ガバナンス
菅原 公一	代表取締役会長	100%	○	○		○	○
藤井 一彦	代表取締役社長	100%	○	○		○	○
亀高 真一郎	取締役副社長	100%	○	○		○	○
角倉 護	取締役副社長	100%	○	○	○	○	
泥 克信	取締役常務執行役員	100%	○	○		○	
榎 潤	取締役常務執行役員	100%	○	○		○	○
小森 敏生	取締役常務執行役員	100%	○	○		○	○
木村 雅昭	取締役常務執行役員	100%	○	○	○	○	
毛利 衛	社外取締役	100%		○	○	○	○
横田 淳	社外取締役	100%		○		○	○
笹川 祐子	社外取締役	100%	○			○	○
三宅 宏実	社外取締役	100%		○		○	○

(注) 上記は、2025年6月27日開催の第101回定株主総会終結時のものです。また、各取締役の有するすべてのスキルを表すものではありません。



取締役会の実効性と分析・評価

当社は、毎年、取締役会議長が、独立社外役員会議からの報告や、社内役員からの意見を定期的に確認して、現在の取締役会のあり方や運営に関する分析・評価を行い、その結果の概要を開示します。

2024年度の実効性評価については、取締役会の運営（開催回数や頻度、開催時間、事前に提供される情報の内容、議事の内容、審議など）、社外取締役の役割、社外役員への必要な情報提供、リス

クマネジメントなどを中心に、独立社外役員会議において議論を行いました。その結果を踏まえて自己評価を行った結果、取締役会は、リスク管理を考慮した当社グループの重要事項の意思決定と業務執行の監督について有効に機能しており、実効性が確保されていることが確認されました。当社は、今後も取締役会の実効性評価を行うことにより、取締役会の実効性の確保に努めていきます。

社外役員の独立性基準

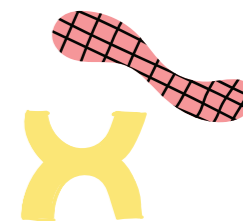
当社は、独立社外取締役、独立社外監査役となる者の独立性をその実質面において担保するための「社外役員の独立性に関する基準」を定め、株主

総会招集通知やコーポレートガバナンス報告書などでその内容を開示しています。

社外取締役（社外監査役）のサポート体制

社外取締役については、取締役会の議題の提案の背景、目的、その内容等につき、取締役会開催前に、取締役会事務局より十分な説明を行うこととしています。取締役会に出席し、豊富な知見に基づき、適宜発言を行うとともに、毎月、取締役から業務報告を受け、適宜意見交換を行っています。さらに、代表取締役との面談を定期的に行うとともに、指名・報酬諮問委員会や独立社外役員会議に出席し、意見交換を行っています。

社外監査役については、取締役会および監査役会に出席し、適宜発言を行うとともに、毎月、常勤監査役により監査役業務報告を受け、意見交換や重要事項に関する協議等を行っています。さらに、代表取締役との面談や独立社外役員会議などに出席し、意見交換を行っています。監査役会に事務局を設け、監査役の職務を補助すべき使用人として監査役補助者を設置しています。



コーポレート・ガバナンス



役員報酬等

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当該方針の決定方法

当社は、当該方針を指名・報酬諮問委員会における審議を経て、2021年2月9日に開催された取締

役会の決議により決定しました。

基本方針

当社の取締役の報酬等は、株主の中長期的利益に連動するとともに、取締役の当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることができる、適切、公正かつバランスの取れたものとしています。社内取締役については固定報酬等としての月例報

酬、業績連動報酬等としての賞与および非金銭報酬等としての株式報酬型ストックオプションで構成し、個人別の報酬等は職責に応じて決めています。社外取締役については、固定報酬等としての月例報酬のみとしています。

取締役および監査役の報酬等の総額等

区分	支給人員	支給総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等 (役員賞与)	非金銭報酬等 (株式報酬型 ストックオプション)
取締役 (うち社外取締役)	13名 (4名)	705百万円 (68百万円)	541百万円 (68百万円)	120百万円 (-)	43百万円 (-)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	82百万円 (34百万円)	82百万円 (34百万円)	-	-

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てています。
 非金銭報酬等(株式報酬型ストックオプション)43百万円は、社外取締役を除く取締役8名に対して付与した新株予約権の直近の費用計上額です。

政策保有株式に関する方針

当社は、取引関係の維持・強化、業務提携および資本提携を目的に、必要最小限度の政策保有株式を保有しています。

政策保有株式については、保有目的の妥当性、保有に伴うリターンとリスクの経済合理性等を総合的に検証した上で、毎年定期的に保有の可否を見直し、保有の必要性が低いと判断した株式について

は縮減を実施します。これらの取り組みは毎年、取締役会に報告するとともに、その概要を開示しています。2024年度は、上記の視点で検証した結果、部分売却を含め上場株式12銘柄を売却しました。また、政策保有株式に係る議決権行使については、行使基準を定め、個々の議案ごとに賛否を判断した上で実施します。

政策保有株式の売却状況

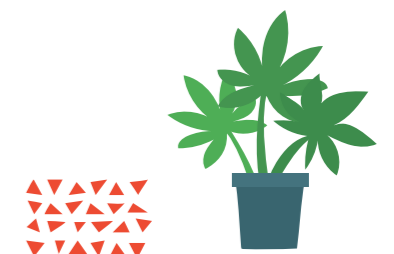
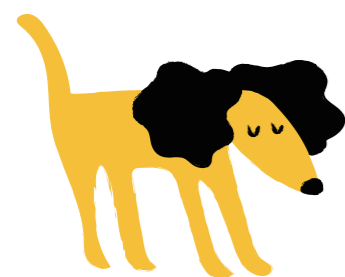
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
上場株式売却銘柄数	3	4	17	12	8(※)
株式数の減少に係る売却金額の合計額(百万円)	36	2,283	8,834	8,100	12,846

※ 2025年度は第3四半期までの数値

内部統制システムの基本方針およびその運用状況

当社は、取締役会の決議により「内部統制システムの基本方針」を定め、定期的に確認を行い、適宜見直しを行うことにより、内部統制システムの実効性確保に努めています。2024年度は、①コンプラ

イアンス体制・リスク管理体制、②取締役の効率的な職務執行体制、③子会社管理体制および④監査役監査体制について、運用状況の確認を行いました。



ESG推進

基本的な考え方

カナカグループでは、2018年にESG経営への進化に取り組むべく、「ESG憲章」を制定しました。「ESG憲章」は、企業理念を実現するための一人ひとりの

の行動指針であり、また化学を軸に価値あるソリューションをグローバルに提供することを目的としています。

推進体制

2022年4月1日付で、ESG経営を統括・強化するため、ESG関連組織を再編し、Task Force「Sustainability (SX) 本部」を立ち上げ、大きく推進体制を変更しました。同本部のなかに、9つのReal (実装) 組

織 (2024年4月1日付でESG Committeeを新設) を設けて、全社関連部署を横断的に統括し、ESG、SDGsの推進を図ります。地球環境を守り、「命を育む社会を支える」健康経営、ESG経営の強化に取り組みます。

ESG推進体制図



リスクマネジメント

基本的な考え方

カナカグループは、世界を健康にする「健康経営ー Wellness First」を目指すにあたり、事業展開する

上で想定されるリスクへの対応として、「リスク管理に関する基本方針」を定めています。

リスク管理体制

リスク管理は、各部門が、業務の遂行に際して、または関連して発生しそうなリスクを想定して適切な予防策を打ち、万一、リスクが発現した場合には、関連部門の支援を得ながら適切に対処することを基本としています。潜在的リスク発現に対する予防策については、倫理・法令遵守に関するものも含め、Compliance Committeeが全社の計画の立案・推進を統括します。

リスクが発現した場合、または発現するおそれがある場合に、適宜Compliance Committeeが当該部門と協働して対処します。以上のことが、的確に実施されているかどうかについて定期的に点検を行い、体制の形骸化を回避するとともに、実効性を維持・改善していきます。なお、事業の状況、経理の状況等に関する事業等のリスクについては、有価証券報告書をご覧ください。



事業継続に向けた危機管理体制の強化

リスク管理に関する基本方針に基づき、「危機」に対応するための基本的な体制・役割、危機の事例・ランクなどを明確にした「危機管理規程」を定めています。カナカグループが受ける悪影響を可能な限り回避・低減して企業活動を維持することによって、社会的責任を継続的に果たしていきます。

危機発生時の備えとして、定期的な防災訓練・安否確認システムの訓練を実施、初動対応に関する「危機管理ハンドブック」の配布など、適切な通報・指示・相談・処置の実施とスムーズな情報伝達について共有しています。

情報セキュリティの強化

情報システムは、事業活動のあらゆる側面において、重要な役割を担っています。サイバー攻撃、不正アクセス、情報漏えい等で社内外から発生するリスクには、情報資産をあらゆる脅威から保護することが、経営の重要な課題と考えています。カナカグループでは、すべての役員・社員一人ひとりが情報管理の重要性と責任を持ち、適切な管理に取り組んでいます。経営層によるリスク管理体制を構築し、取締役担当役員であるグループ情報管理責任者のもと、

Digital Solutions Center (情報システム部門) 内に情報セキュリティ専門組織を設置し、グループ全体で保有する情報を適切に管理し、情報漏えいなどのリスクの回避を図るとともに、情報の有効活用と業務の効率的な運用を推進しています。カナカグループでは重大情報セキュリティ事故を未然に防止するため、各セキュリティ対策の強化に取り組んでいます。2024年度は、操業停止や個人情報の漏えい等の被害を伴う重大な情報セキュリティ事故は0件でした。

コンプライアンス

基本的な考え方

カナカグループでは、役員・社員の全員が法令だけでなく、企業・社会倫理も含めたコンプライアンスの遵守を経営の重要な課題と考えています。役員・社員は、一人ひとりの行動指針である「ESG憲

推進体制

カナカグループの企業倫理・法令遵守(コンプライアンス)を統括する組織として、Task Force「Sustainability (SX) 本部」のもとにCompliance Committeeを設置しています。年に2回Compliance Committeeを開催し、カナカグループのコンプライ

企業倫理・法令遵守への取り組み

グローバルに事業活動を行うカナカグループでは、世界のさまざまなルールが強化され、より一層の法令遵守が求められています。コンプライアンスの向上は、ステークホルダーとの信頼を得るための重要なことであり、事業活動を行う上で不可欠です。

内部通報・相談窓口の設置

コンプライアンス違反の未然防止、早期発見および早期是正を図るため、社内および社外弁護士事務所に公益通報(内部通報)窓口を設置しています。公益通報窓口では、不正行為(役員・社員の法令違反、社内規程・企業倫理の違反行為)の通報・相談を受け付けています。窓口の利用は、カナカグループの役員・社員とその家族、1年以内の退職者、協力会社や取引先(仕入先)を含む取引関係がある事業者の方が対象です。匿名でも利用することができます。

公益通報規程では、通報・相談者および通報・相談内容の秘密を厳守し、公益通報者保護法に反して不利益な取り扱いを受けることのないよう、通

章)や守るべき「倫理行動基準」を徹底し、ステークホルダーとの信頼関係の構築につなげ、コンプライアンス活動の向上を目指しています。

アンスに関する方針・目標を設定、進捗状況を確認しています。またコンプライアンスに関する全社グループの統括と監督、周知や遵守状況の確認、適切な相談・通報窓口の設営・維持に努めています。

役員・社員は、販売・購買のみならず、あらゆる業務局面において、独占禁止法その他国内外の公正取引に関連する反競争的な行為を禁止し、公正な取引を行わなければならないことを「公正取引管理規程」に定めています。

報窓口の体制、相談時の対応方法、関係者の責務を定めています。

ハラスメントに関する相談は、各事業場に窓口を設置し、健康相談室、人事部、労働組合代表の複数の相談員を配置しています。

公益通報窓口や各種相談において相談を受けたメンバーは、秘密保持・個人情報の保護を徹底し、漏えいしてはならないことを社内規程に定めています。

2024年度は、通報・相談が3件あり、事実調査とヒアリングを行い、公益通報規程等に基づき対応し、その内容はCompliance Committee委員長に報告しています。



知的財産

基本的な考え方

カナカグループは、R2B+P活動で得られた成果を特許などの知的財産として確実に権利化することにより、社会課題の解決に資するソリューションの早期提供への貢献を目指しています。研究者や技術者は、知的財産をR2B+P活動のアウトプットと認識し、成果に基づく知的財産の取得に努めています。また、他者の知的財産権を尊重し、係争を未然に防ぐため、テーマ提案、設備投資、事業化や仕様変

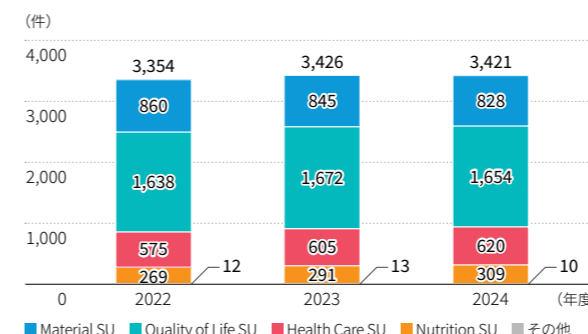
推進体制

知的財産部は社長直轄の組織として、量と質の両面から事業を支えるカナカグループの知的財産の確保と維持管理に努めています。グローバル拠点の統括会社には、知的財産専任者を配置し、現地の課題に直接対応できる体制を整えています。国内外のグループ会社と連携を強化し、知的財産リスクの低減や営業秘密の流出防止等に取り組んでいます。コーポレートガバナンス・コードに基づき、知的財

知的財産の創造

事業ポートフォリオの強化に向けて、国内特許・外国特許出願を積極的に行い、権利化を図っています。2024年度は、新たに国内特許393件、外国特許243件が登録となりました。一方、知的財産経費の効率化に取り組み、活用されていない特許を積極的に放棄した結果、2024年度末の特許保有数は、前年度とほぼ同等の国内特許3,421件、外国特許

国内特許保有数



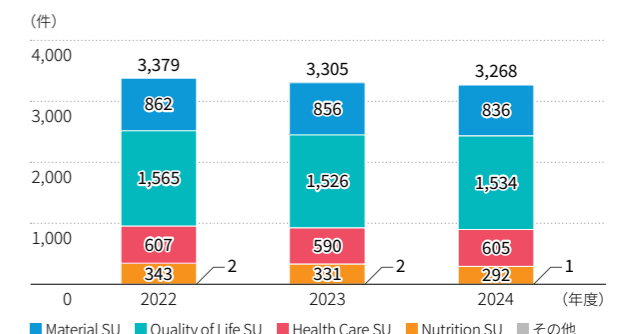
更、ブランドネーミングなどの事業開発の節目では、必ず特許・商標・意匠の調査を実施し、クリアランス確保に万全を期しています。さらに、知財戦略と事業戦略を緊密に連動させ、重点技術領域で質の高い発明の創出・特許出願を推進することで、競争優位性を確保し、持続的な事業成長に資する知的財産ポートフォリオを構築しています。

産に対するガバナンス向上の活動を継続しています。毎月、知的財産担当役員へ定例報告会を実施しています。また知財戦略の強化を図るべく、事業部長や研究所長と知的財産部長との知財戦略に関する会議を部門ごとに毎年開催しています。今後も、経営戦略に基づく各部門の事業戦略・研究戦略と知財戦略との連動を強化して、事業への貢献を目指します。

3,268件となりました。

今後は、ポートフォリオの拡大にとどまらず、事業競争力を高める高付加価値な特許の創出・維持に重点を置きながら、知的財産権の量と質の両面を重視した戦略的な知的財産ポートフォリオを構築していきます。

外国特許保有数



環境

基本的な考え方

カネカグループは、企業理念に基づき、製品のライフサイクルにおいて、それぞれの段階で地球環境の保護に取り組み、資源の保全、環境負荷の低

減により、社会の持続的発展と豊かな社会の実現を目指しています。

推進体制・方針

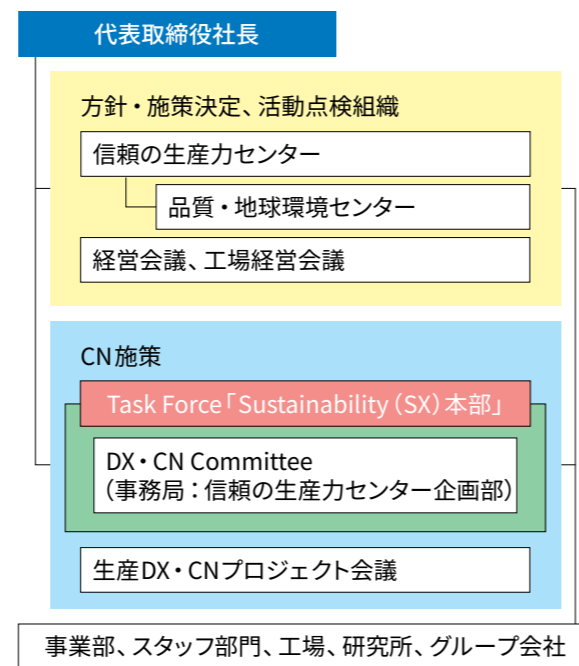
地球環境の保護に係る重要事項は、社長直轄の信頼の生産力センター 品質・地球環境センターが中心となり、経営会議、工場経営会議などで課題を共有し、方針・施策を立案します。

カーボンニュートラルの取り組みについては、Task Force「Sustainability (SX) 本部」のもとにDX・CN Committeeを設置し、取り組みを加速します。

事業活動においては、環境負荷低減および化学物質の適正管理、適正な情報開示に努め、品質・地球環境センターを中心に、環境保全活動に取り組んでいます。

また持続可能な社会の実現に向け、「レスポンシブル・ケア基本方針」を定め、人々の健康・安全をはじめ、大気汚染防止法、水質汚濁防止法など環境に関わる法令・協定値を遵守するとともに、内部監査やESG安全・品質査察などで遵守状況を確認し、環境負荷・リスク低減の管理を行っています。

推進体制図



レスポンシブル・ケア基本方針
1. 自然の生態系の保護と環境負荷の低減
2. 安全な製品および情報の提供
3. 環境・安全面に配慮した製品・技術の開発
4. 廃棄物の減量とプラスチックリサイクルの推進
5. 保安防災と労働安全衛生の向上
6. 社会からの信頼性の向上

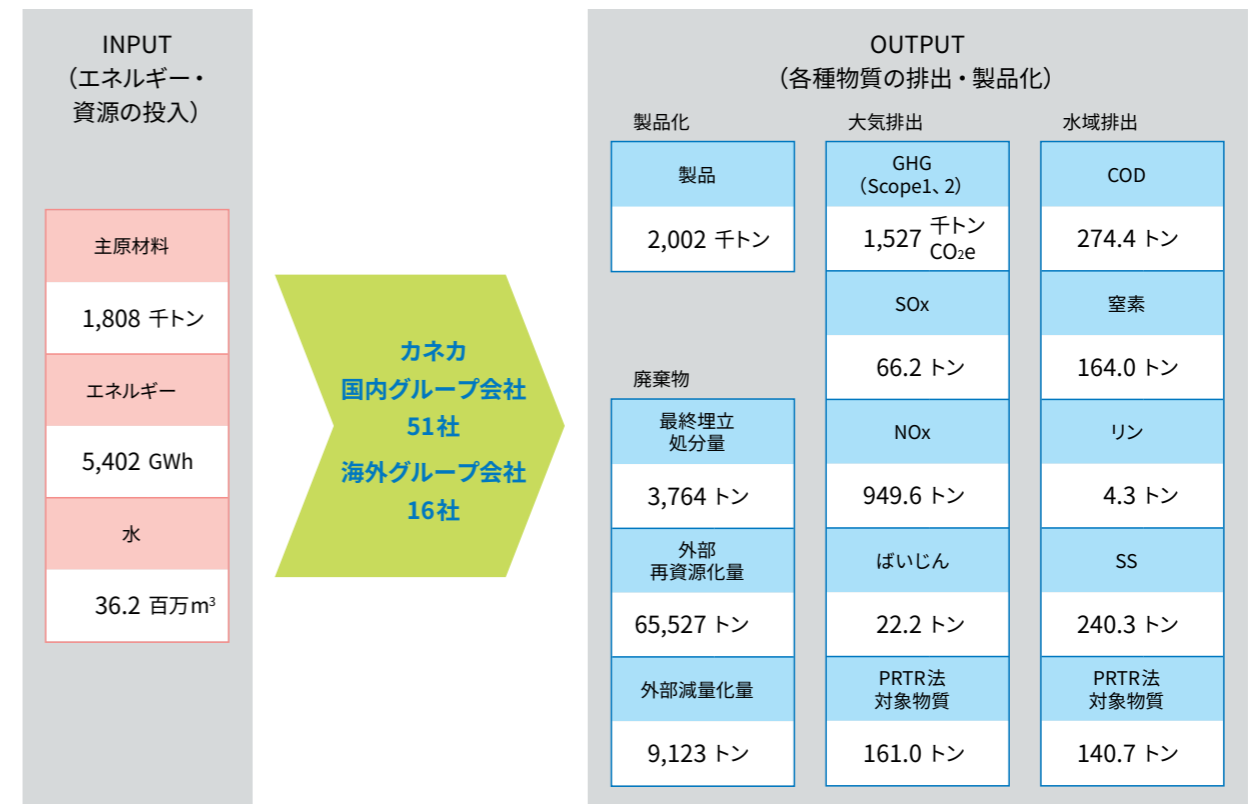


目標・実績

2024年度目標		2024年度実績
エネルギー原単位指数 (※1)	年平均1%以上低減	カネカ4工場 (※2) 95.6 (前年度比99.4%) 5年度間平均変化率 100.9%
エネルギー起源CO ₂ 排出原単位指数 (※3)	年平均1%以上低減 (係数固定) 2024年度到達目安: 89.5 (2030年度目標 84.3)	カネカ4工場 (※2) 86.4
大気・水質の汚染防止		大気汚染防止法、水質汚濁防止法の規制値や自治体の協定値を遵守
化学物質排出量の削減	VOC排出量1,800トン以下	VOC排出量1,728トンで目標達成
廃棄物の削減	カネカ最終埋立処分率 0.2%以下 カネカと国内グループ会社でのゼロエミッション (※4) 達成	カネカ最終埋立処分率 0.008% カネカと国内グループ会社での最終埋立処分率 0.26%でゼロエミッション達成
委託している処分会社の法令遵守状況の確認		現地調査が可能な処分委託会社を訪問し、チェックリストに基づいた調査を実施

※1 エネルギー原単位指数: 製造に用いたエネルギー使用量を活動量(カネカ4工場の生産量)で除して求めたエネルギー原単位を、2013年度を100として指数化した数値。
 ※2 カネカ4工場: 高砂工業所、大阪工場、滋賀工場、鹿島工場。2024年8月に竣工した苫東工場は対象外。
 ※3 CO₂排出原単位指数: エネルギー起源CO₂排出量を活動量で除して求めたエネルギー起源CO₂排出原単位を、2013年度を100として指数化した数値。
 ※4 ゼロエミッション: カネカでは、最終埋立処分量に対して廃棄物発生量を0.5%未満にすること。

マテリアルバランス(2024年度実績)



環境

気候変動への取り組み

地球温暖化防止への対策として、当社独自の環境設備投資促進制度を活用するなど、省エネルギー活動・二酸化炭素(CO₂)排出削減活動に取り組み、推進しています。

主要製品についてはLCA(Life Cycle Assessment)評価を進めており、今後、評価対象とする製品を拡大していく予定です。

GHG排出削減とCO₂排出原単位低減活動

生産活動により排出したエネルギー起源CO₂に基づくCO₂排出原単位指数を管理指標の一つとし、省エネルギー活動としてCO₂排出原単位低減にも取り組んでいます。

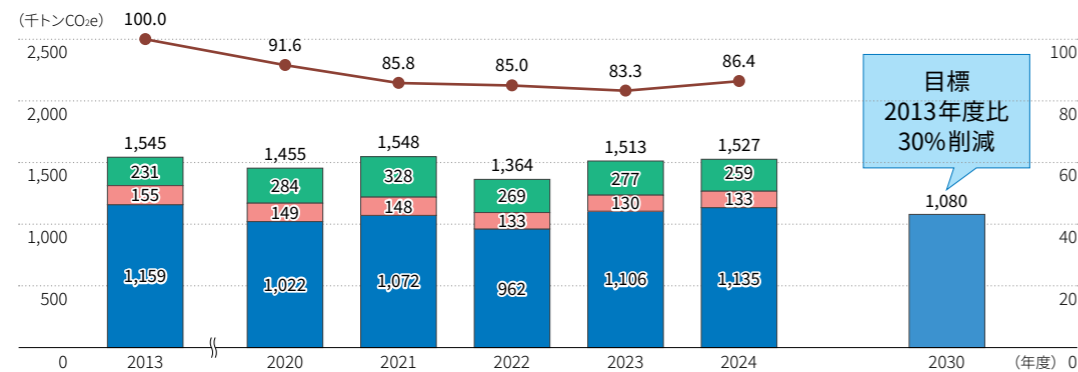
2024年度のエネルギー起源CO₂排出原単位指数は、カネカ4工場(※1)で86.4となり、2024年度の到達目安89.5(2030年度目標84.3)を超過達成しま

また、GHG排出量を比較製品との対比でLCA評価に基づき定量的に評価してGHG排出削減貢献度を算定するcLCA(carbon-Life Cycle Analysis)の活用や、サプライチェーンを通じた事業活動に伴う間接的なGHG排出量(Scope3排出量)の算定にも取り組んでいます。

した。カネカグループの温室効果ガス(GHG)排出量は、1,527千トンCO₂eとなりました。

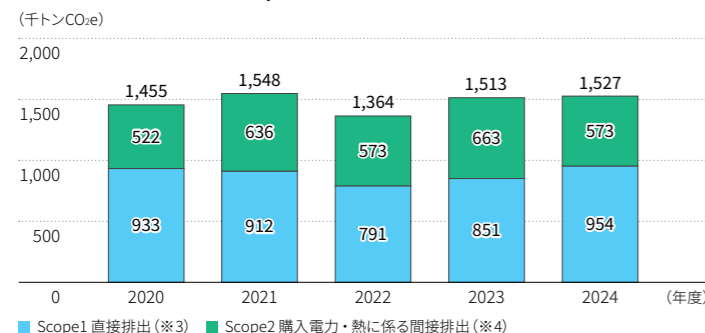
今後も省エネルギー活動に継続して取り組むとともにカーボンニュートラル戦略に基づき、燃料転換の計画通りの遂行やイノベーションによる生産工程の合理化などを推進して温室効果ガス排出量の低減に努めていきます。

GHG排出量※2・エネルギー起源CO₂排出原単位指数



GHG排出量: ■カネカ ■国内グループ会社 ■海外グループ会社 ●カネカ4工場(※1)CO₂排出原単位指数(右目盛)

カネカグループのScope1、2排出量



※1 カネカ4工場: 高砂工業所、大阪工場、滋賀工場、鹿島工場。2024年8月に竣工した苫東工場は対象外。
 ※2 GHG排出量: GHGプロトコルに沿った方法で算出されたエネルギー起源CO₂排出量、非エネルギー起源CO₂排出量、およびメタン、一酸化二窒素、三フッ化窒素のCO₂換算排出量の合計値。
 ※3 Scope1(直接排出): 非エネルギー起源CO₂およびメタン、一酸化二窒素、三フッ化窒素のCO₂換算値を含む。
 ※4 Scope2(購入電力・熱に係る間接排出): ロケーション基準で算出した排出量は、カネカ388千トンCO₂e、国内グループ会社68千トンCO₂e。海外グループ会社のロケーション基準の排出量は、マーケット基準値と同じ。

汚染防止と化学物質管理

大気・水質の汚染防止、人や環境に有害な化学物質の適正な管理と排出量の削減に取り組んでいます。大気汚染防止法、水質汚濁防止法の規制値や自治体との協定値を遵守、協定値より厳しい自主的に定めた目標値を設定し、生産活動を行っています。水の保全においては、取水量をモニタリングし、効率的な水利用に努めます。また水質汚染防止の観点から、公共用水域排水の水質維持・向上を図っていきます。

水リスク評価については、カネカグループの各事業所、国内外グループ会社の拠点において、評価

ツール(Aqueduct Water Risk Atlas)で水ストレスが高い地域を特定し、全体の取水量に占める水ストレス地域の取水量の割合から、カネカグループ全体における水リスクは高くないことを確認しています。今後は評価対象とする地理的・時間的範囲を拡大し、評価結果に基づいて優先順位をつけて対応を実施していきます。

化学物質管理では、VOC(揮発性有機化合物)および自主的に定めた6つの有害大気物質を含む化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)対象物質の排出削減と抑制に取り組んでいます。

廃棄物削減と資源循環

限りある資源を有効活用するために3R(リデュース・リユース・リサイクル)活動の取り組みを通して、産業廃棄物発生量の削減と再資源化に取り組んでいます。カネカと国内グループ会社では廃棄物発生量に対する最終埋立処分量を0.5%未満にする目標「ゼロエミッション」の達成を目指しています。

またカネカグループ全体では、廃棄物や廃プラスチックの再生利用、埋立量の削減に取り組む、再

資源化率(※5)を年1%改善することを目標に掲げ、資源の有効利用にも取り組んでいます。

引き続き、3R活動を中心とした推進と、MFCA(マテリアルフローコスト会計)での工程分析手法による改善活動も国内グループ会社に展開し、継続して進めています。

※5 再資源化率: 産業廃棄物発生量に対する再資源化量(再使用、再生利用、熱回収利用された廃棄物の量の合計値)の割合。

生物多様性

企業活動が生態系に及ぼす影響に注目して、環境への負荷を軽減する技術や素材、製品を提供するとともに生産における環境負荷の軽減に努めています。

また社会貢献活動の一環として、地域と連携・協

力し、生物多様性の保全活動に取り組んでいます。

- ・高砂工業所: カネカみらいの森づくり(2024年6月より再開)
- ・大阪工場: 摂津の森カネカバイオープ
- ・滋賀工場: おにぐるみの学校

生物多様性活動への参画

- ・経団連生物多様性宣言イニシアチブ
- ・生物多様性民間参画パートナーシップ

安全 (保安防災・労働安全)



基本的な考え方

カネカグループは、「安全」を経営の最重要課題と位置付け、「安全に関する基本方針」を定めています。全社員およびカネカグループで働く協力会社を

含む関係者全員が、健全かつ安全な職場づくりに取り組み、労働災害ゼロおよびプロセス事故ゼロを目指します。

推進体制・方針

Task Force「Sustainability (SX) 本部」のもとに Safety Committeeを設置し、労働安全・保安防災に関する方針と目標を設定し、推進と進捗状況を確認しています。

「安全に関する基本方針」「ゼロ災行動指針」「カネカグループ基本行動」を定め、安全をすべてに優先し、安全原則の遵守、安全行動の徹底と定着を図り、日常の安全・安心、安定な生産活動につなげています。

経営者自ら工場を巡回し、現場の状況確認と社員との対話を行い、安全最優先の重要性を再確認しています。また、毎年社長からの年頭および創立記念日のあいさつでは、直接社員に対してメッセージを発信しています。

推進体制図



社長メッセージ(2025年創立記念日)

工場がValue Centerとして存続するためには、「製品の安定供給」のみならず「日頃から工場の操業にご理解をいただいている地域の方々に対して我々は環境と安全を十分に配慮した運営を実施すること」、「工場働く社員が安心して仕事ができる環境を整えること」がMUSTです。この中心となるのは、『無事故無災害』です。現場は一瞬の気の緩みから重大な事故につながる危険な場所であり、このことを絶えず念頭においてMan、Machine、Methodを徹底的に見直し、安全な職場確保に努めてほしい。

内部監査として、カネカ全工場と国内外グループ会社を対象にESG安全・品質査察を実施しています。労働安全衛生、保安防災、環境保全、製品・商品・仕掛品の品質保証、化学物質管理、コンプライ

アンスの観点から工場の安全管理状況を現場で確認しています。現場で確認した状況のエビデンスから評価し、改善の必要な項目は本社と工場で共有しています。

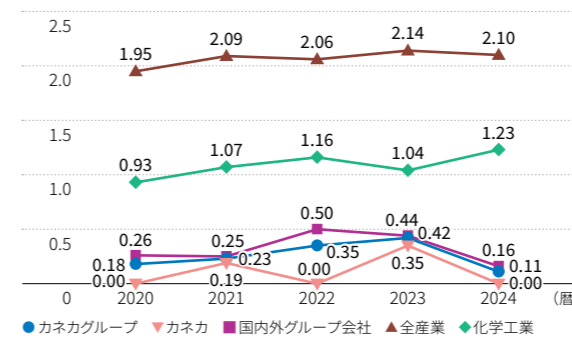
安全に関する基本方針
● 安全の確保は、経営の基盤をなすものであり、あらゆる事業活動の基本である。 われわれは、会社における全ての活動において、安全を優先して行動する。
● 安全の確保は、地域社会や世界の信頼の基礎である。 われわれは、信頼を高めるために全力を尽くす。
● 安全の確保は、「すべての事故は防止できる」との信念に基づくものである。 われわれは、中途半端な成果に満足することなく、常に前進をめざす。
● 安全の確保のためには職務に応じてすべての社員に果たすべき責任がある。 われわれは、その職務が何であるかをお互いに明らかにして、責任を全うする。
● 安全は、絶えず守り続けなければならない。 われわれは、日常の地道な努力の積み重ねを通して、安全を確かなものとする。

ゼロ災行動指針
● 君も私もかけがえない人 誰一人ケガ人を出さないようにしましょう [ゼロ災の決意]
● 安全はみんなで築くもの 一人ひとりが安全を考える時間を持とう [安全への参加]
● 安全に妙手は無 基本に立ち返り地道に努力しよう [安全は基本から]
● 危険を予知しよう 潜在的危険を撲滅しよう [安全の先取り]
● 災害はすき間で起こる 漏れや、すき間が無いかを常に考えよう [99%は0%]

目標・実績

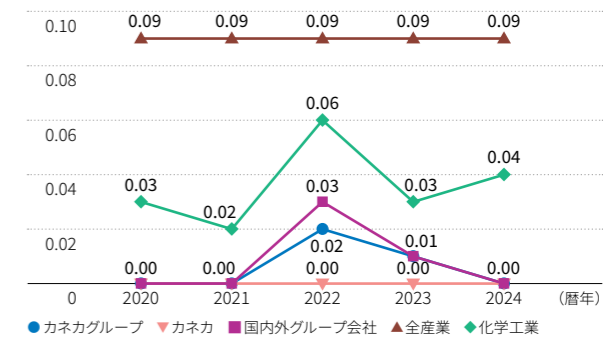
2024年度目標		2024年度実績
労働安全衛生の確保 保安防災の強化	発生件数ゼロ	<ul style="list-style-type: none"> ESG安全・品質査察 「カネカグループESG安全・品質査察実施基準」に従い、4工場(高砂・大阪・滋賀・鹿島)と国内グループ会社8社、海外グループ会社3社で実施。 有事への備え カネカグループの自然災害に対する備えを点検し、各事業場で想定されるハザード情報をもとに、対応の必要性を評価。自然災害の措置基準の不備や訓練の検証を受け改善した。
労働災害 プロセス事故	発生件数ゼロ	労働災害：休業災害3件、不休業災害6件 プロセス事故：5件(重大1件)

災害度数率



度数率：災害発生頻度を表す指標で、延べ労働時間100万時間当たりの死者数のこと。

災害強度率



強度率：労働日数の損失によって災害の重さの程度を表す指標で、延べ労働時間1,000時間当たりの労働損失日数のこと。労働損失日数は、休業災害における休業日数と同じ日数として算定。

(注) 対象範囲：正社員、嘱託社員、外部から派遣された派遣社員が所属する製造事業所が対象です。ただし、外部からの受入出向者、外部への出向者ならびに協力会社の社員は含まれません。

品質（製品責任）



基本的な考え方

カナカグループでは、安全・安心な製品とサービスの安定供給を通して、お客様の満足と社会に貢献するために、製品の設計、開発からお客様にお

届けするまでのサプライチェーン全体を対象とし、品質マネジメント規程を定め、日々の製品の品質管理、安全確保を徹底しています。

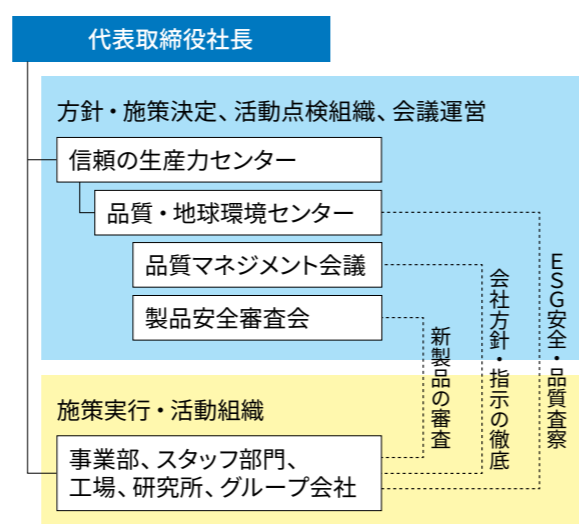
推進体制・方針

カナカグループの品質保証活動は、品質・地球環境センターが統括し、製品の設計、開発から原材料調達、製造、保管、輸送、販売、廃棄までのすべての段階で、製品および原料の化学物質を含めて品質マネジメントに取り組んでいます。

全社の方針、指示事項を徹底するために全事業部門の品質マネジメント責任者を招集した品質マネジメント会議を運営しています。

新製品の上市に際しては品質・地球環境センター長を委員長とする製品安全審査会を開催し、製品の安全確保を確認しています。

推進体制図



目標・実績

2024年度目標	2024年度実績
品質マネジメントシステムの運用状況の点検	<ul style="list-style-type: none"> 全事業部門の品質マネジメント責任者を招集して、品質マネジメント会議を年4回開催し、全社の活動方針、指示事項を徹底するとともに、品質保証に関わる意見交換や品質情報を共有した。 上市する新製品11件について製品安全審査会を開催し、製品安全面・サービス体制を確保した。 ESG安全・品質査察をカナカ全工場ならびに国内外グループ会社22部門を対象に実施し、品質保証・製品安全に関する活動状況を確認した。
化学物質管理法令の遵守の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質を取り扱う8事業部門の化学物質管理担当者を年2回招集し、化学物質管理に関わる法令等の内容について周知徹底した。 セミナー3件の開催やeラーニング2件の開講等により、化学物質管理に関わる社内教育を実施した。

サプライチェーン・マネジメント



基本的な考え方

カナカグループは、取引先（仕入先）と相互の企業価値の向上を目指し、信頼関係の構築に努めています。「調達基本方針」のもと、安全・品質の確保、気候変動・生物多様性などの地球環境の保護、人権の尊重、法令の遵守について、公平・公正の観点から合理性のある調達活動に取り組んでいます。

2015年には、国連グローバル・コンパクトの自主行動原則「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」に賛同し、署名しました。さらに2018年、ESG経営への進化を目指し、企業理念を実現するための一人ひとりの行動指針として「ESG憲章」を定め、サステナブルな社会の構築に向けた調達活動を推進しています。

調達基本方針
<ul style="list-style-type: none"> 取引先と相互の企業価値の向上を目指した調達活動を推進します。 地球環境への負荷低減を目指し、グリーン調達に取り組めます。 公平かつ公正な取引機会を提供し、品質、価格、供給安定性、技術開発力、環境保全、安全確保への取り組みなどを総合的に考慮した合理性のある取引を行います。 国内外の関連法規制を遵守した取引を行います。

責任ある調達の取り組み

事業活動におけるあらゆる調達活動において、責任ある原材料等の調達と管理を行っています。「調達基本方針」に従い、各事業部長を責任者とした適切な体制を構築し、取引先の協力も得ながら、鉱物原材料も含めた適切な調達と管理に努めています。

また、環境や人権に配慮した持続可能な原材料調達の一環として、パーム油のRSPO (Roundtable on Sustainable Palm Oil: 「持続可能なパーム油のための円卓会議」) サプライチェーン認証を取得しています。

調達基本方針に基づくグリーン調達への取り組み

カナカグループは、「調達基本方針」のもと、地球環境への負荷低減を目指すため、グリーン調達に取り組むことを宣言し、それに基づき「グリーン調達基準」を制定しています。

して対象物質の見直しを行い、「グリーン調達基準」を改訂しました。

2024年度は、POPs条約（※1）、化審法（※2）、EU・REACH規則（※3）における規制物質の追加を反映

今後も、グリーン調達を環境保全活動の重要な取り組みの一つと位置付け、取引先とともに積極的に取り組んでいきます。

※1 POPs条約：残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約。
 ※2 化審法：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律。
 ※3 EU・REACH規則：化学物質の登録・評価・認可および制限に関する規則。



ステークホルダーとのコミュニケーション



基本的な考え方

カネカグループは、「一人ひとりの真摯で前向きな努力による企業理念の実現を通じて、社会的責任を果たします。」というESG憲章のもと、善良な市民として、すべてのステークホルダーのみならず

とともにサステナブルな未来を見つめます。また、積極的な情報開示とコミュニケーションを通して、ステークホルダーとの信頼関係を築き、持続可能な社会の実現に努めていきます。



ステークホルダー	コミュニケーションの機会
 お客様	<ul style="list-style-type: none"> ● 営業／販売を通じてお客様とのコミュニケーション ● ウェブサイトやSNSでの情報発信 ● 展示会の開催 ● 品質保証／お客様サポート
 地域・社会	<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣住民との交流／イベントの参加／ダイアログ ● 次世代育成／工場見学受け入れ ● 災害復興支援 ● イニシアチブへの参画
 株主・投資家	<ul style="list-style-type: none"> ● 投資家／アナリストとの意見交換、事業・決算説明会の開催 ● ウェブサイトでの適時・適切な情報開示 ● 株主総会
 社員	<ul style="list-style-type: none"> ● 社員相互のコミュニケーション ● 社員の健康相談 ● 労使の話し合い ● 内部通報制度の浸透
 取引先 (仕入先)	<ul style="list-style-type: none"> ● 取引先との定期的なアンケートと対話 ● 取引先との連携・共存共栄 ● 物流品質の向上 ● 適切な情報開示 ● 内部通報制度
 環境	<ul style="list-style-type: none"> ● 地球環境保護／資源の保全／環境負荷低減の取り組み ● 原料調達での環境負荷低減の推進 ● 美化活動／里山保護／環境保全活動 ● 適切な情報開示

カネカグループ人権尊重の考え方

私たちカネカグループは、『世界を健康にする』との強い思いを実現するために、カガクにできることを広げ、さまざまなソリューションを通じて、社会と人々の願いをかなえること、これが『カガクでネガイをカナエル会社』、カネカの使命であると考えます。そして、私たちカネカグループは、このような使命を果たすべく、「KANEKA UNITED宣言」として企業理念とこれを実現するための一人ひとりの行動指針を表明しました。

私たちカネカグループは、1949年の創業時より、「人権尊重」の経営を実践してきました。そして、

「人権尊重」は企業と社員一人ひとりが守るべき基本と位置付け、人格の尊重と企業活動における人権配慮を常に意識してきました。

2015年3月には、「国連グローバル・コンパクト」に署名し、人権・労働・環境・腐敗防止について日々取り組んでいます。

私たちカネカグループは、すべての「人」の人権が尊重される世界をより一層追求して、『世界を健康にする』理念を実現させます。

その決意を、「人権方針」として定めています。

カネカグループ人権方針
<https://www.kaneka.co.jp/esg/governance/compliance/>

